

入札予定価格の事前公表に関する実施要領

平成14年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び業務委託（以下「建設工事等」という。）に関する事務改善をさらに進め、市民に開かれた入札・契約制度とし、より透明性を高め、公正な入札・契約手続きを推進するため、予定価格の事前公表に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札で実施する建設工事等
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める建設工事等

(公表の時期及び内容)

第3条 予定価格は、入札執行前に公表することとし、公表の内容は、予定価格（税抜き）を公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格を落札者を決定した後から公表することができるものとする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、入札公告文のなかで予定価格を明示することにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。